## 医療費を申請される方へ

## 限度額認定証の申請またはご自身の所得区分の確認をしてください

1ヵ月の医療費の保険診療に係る自己負担金が、「自己負担上限額」を超えた場合、その超えた 額が高額療養費として支給されます。ひかり協会からは、この高額療養費制度を使っていただいた 残りの自己負担額への援助となります。

そのため所得区分によって異なる高額療養費の「自己負担上限額」を確認する必要があり、保険 者へ限度額認定証の申請、または所得区分の確認をお願いしています。

- 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが高額療養費制度の 上限額までになります。
- 高額療養費制度のほか、付加給付のある共済や組合健保の場合は、その給付額を除いた金額 がひかり協会の援助となります。給付内容のわかる資料を申請書に添付してください。
- 保険者から還付のお知らせ等が届いた場合は、ひかり協会の事務所にご連絡ください。

## 「限度額適用認定証」の申請手続き および 所得区分の確認方法

- ① 保険証の「保険者欄」に記載されている機関名を確認し、連絡先を調べましょう。
  - 後期高齢者医療広域連合、国保組合、共済、協会けんぽ など
- ② 保険証に書かれている「記号」と「番号」を確認しておきましょう。

を記入し、ひかり協会へお送りください。

③ 保険証を手元において、保険者に電話をして、下記のことをお伝えください。

「限度額認定証の申請をしたいです。保険証の記号と番号は○○○です。」 または 「私の所得区分を確認したいので、教えてください。保険証の記号と番号は○○○です。」

## あなたの所得区分は



の写しをいっしょに、ひかり協会へ

お送りください。

所得区分は毎年見直されるため、毎年、限度額認定証の提出または所得区分の確認が必要です。